

児童虐待調査から見た母子関係

池田由子(国立精神衛生研究所)

1. はじめに

わが国が高度経済成長期を迎え、さまざまな社会的、家族的変化が起こって以来、児童に関する精神衛生的問題も増加してきた傾向がある。児童虐待もその一つで、昔日の如き貧困とか、女性・子供の人権無視という要因が少なくなるにつれ、現在はむしろ家族病理や親の精神病理といった要因による児童虐待がふえてきている。

厚生省が全国の153,所の児童相談所を通して年齢3歳以下の児童の虐待などの調査を行なったのは、昭和48年である。それから10年後の昭和58年に同じく児童相談所を介して再び児童虐待の調査を行なったので、その結果から考察される、母子関係の様相に触れてみたい。

2. 児童虐待の定義

調査に当って用いられた定義は以下のとおりである。「児童」の定義は、児童福祉法第4条に規定する満18歳に満たない者とした。

児童虐待の定義は、国際児童福祉連合の International Standing Committee on Child Abuseや諸外国の定義、われわれの臨床経験を参照して、以下の如くとした。

「児童虐待、とは、親、または、親に代わる保護者により、非偶発的に(単なる事故でない、故意を含む)、児童に加えられた次の行為をいう。

(1)身体的暴行-:外傷の残る暴行、あるいは生命に危険のある暴行。たとえば、打ったり蹴ったり、首をしめたり、ふとん蒸しにしたり、毒物をのませたり、火傷をさせたり、冬戸外にしめだすようなことである。

(2)保護の怠慢ないし拒否-:これは遺棄(捨てる)、衣食住や清潔さについて、健康状態をそこなうような放置である。

(3)性的暴行-:親による近親相姦、または親

に代わる保護者による性的暴行である⁴⁾。

(4)心理的虐待-:前述の3項目以外で、極端な心理的外傷を与えたとされる行為をいい、児童が不安、おびえ、攻撃性、習癖異常など日常生活に支障を来すような精神症状をあらわすものに限った。

3. 調査方法

昭和58年4月1日より昭和59年3月31日までに、全国の164児童相談所が受理した。前述の定義によるケースを、われわれの作成した「児童虐待調査表」に記入を求めた。

この方法によって報告されたのは、416事例で、その内訳は、身体的暴行223(53.6%)、保護の怠慢及至拒否111(26.7%)、性的暴行46(11.1%)、心理的虐待34(8.2%)であった。地方別にみると、

4. 調査結果

調査結果の主なものは次のとおりである。

1)被虐待児の家族

家族構成、父親の職業、家計、家族問題、相談相手にも、恵まれていないものが半数以上で目立っている。家族関係の複雑さ、欠損、経済的不安で孤立した家族が目立っている。保護の怠慢・拒否では片親家族(60%)が多く、その中でも母子家族の率(38%)がもっとも高い。性的暴行では、父子家族がもっとも多く(43%)、とくに養・継父の率が高い。

2)虐待の加害者

ひとりの親だけが88%、複数の親が12%であるが、数や率から見ると、父親が母親より多く、また、養・継親の率が高い。

年齢的にいうと、30~49歳が大部分である。心身の問題については、約4割程度は問題がないとされているが、他は何らかの心身の問題をか

かえている。精神病またはその疑いは4%程度であるが、アルコール中毒、精神病質(性格異常)、知能がやや低いと児童相談所で判断したものが多い。

加害者がその親から受けた体験としては、放任無視、保護の怠慢ないし拒否、身体的暴行、厳格などの取り扱いが多い。

全体としてみると、このような取り扱いを受けたものは50%以上にのぼっている。

また、加害者は自分の行為を、虐待と認めていないことが特徴である。

3)被害児

被虐待児は男女ほぼ同じ割合である。男子は10歳未満が大半で、女子は性的暴行が含まれるため、10歳以上が過半である。

小学生の45%を中心に、中学生と在宅乳幼児が約20%ずつである。このように小学生が多いことは、福祉機関の特徴といえるかもしれない。被害児は62%が身体症状を、66%が精神症状をもち、問題行動として非行が24%、長欠が10%を占めている。

4)児童相談所の対応

児童相談所への来所経路は、福祉事務所、警察、学校、家族からが、それぞれ2割前後である。

被虐待児への処遇では、一時保護48%、養護施設入所47%、乳児院入所7%など、身柄を保護したり、加害者への積極的な指導が目立っている。

しかし、加害者の問題の認識が乏しく、事実の把握困難なども加わり、ケースワーク的対応の難しいことが多い。

5. 児童虐待における母・子関係の特徴

調査結果のうち、母親あるいは母子関係に関するものを挙げると次のとおりになる。

母親欠損の家庭は、約28%から48%に及んでいる。母親は年齢的には30~34歳、35~39歳という成熟した年齢である。半数以上が無職で、約3割は販売、サービス業であり、勤務形態をみても、日雇、臨時、パート等の不安定な場合が多い。

また、同居しているのも、離婚、再婚などの理由で、子どもにとって、養継父が同居している場合か、養継母が同居している場合が多い。また、虐待の加害者も実母のほか、継母が多く、一般人口の比率にくらべると、義理ある関係の母子が多い。

注目すべきは、これらの親が、同じように放任無視、保護の怠慢・拒否、身体的暴行などを受けていることである。

また、家族が困ったときに相談の相手になる人は、ほとんどいないという事例が3割から5割近くにのぼっている。

また、家族の問題がいくつも重複していて、経済問題、家族不和、育児上のさまざまな問題を持つ、「多問題家族」である。

また、妊娠・出産前後の問題としては、子どもの出産を歓迎しなかった、妊娠中・分娩時に問題があった。母親が病気で入院したなどの事が多い。未熟児も、心理的虐待で16.1%、身体的暴行で7.7%など、率が高い。

実母と生別、実母の実家に預けた、乳児院や養護施設に入ったなど、実母との分離体験が多く、実母とずっといっしょに生活していたというものは、3割に過ぎなかった。

6. おわりに

以上昭和年58度に行なった児童虐待の調査報告から母子関係の実態を考察したところ、従来の臨床経験から論議されてきた母子関係のひずみのさまざまな点の実証された。

参考文献

- (1)池田由子,田村健三,吉沢英子,下平幸男:
児童虐待,日本児童問題調査会,昭和60年

表 1

母親の年齢

| | 身体的暴行 | 保護の怠慢・拒否 | 性的暴行 | 心理的虐待 | 計 |
|----------------|-------|----------|-------|-------|-------|
| 1. ~19 歳 | 1.1 | 1.3 | - | - | 1.0 |
| 2. 20~24 歳 | 6.8 | 10.4 | - | - | 6.6 |
| 3. 25~29 歳 | 17.4 | 20.7 | - | - | 15.3 |
| 4. 30~34 歳 | 28.7 | 32.4 | 20.7 | 39.0 | 30.0 |
| 5. 35~39 歳 | 28.7 | 23.3 | 16.5 | 21.7 | 25.5 |
| 6. 40~44 歳 | 9.9 | 6.5 | 33.1 | 17.3 | 11.5 |
| 7. 45~49 歳 | 4.3 | 3.9 | 20.7 | 17.3 | 6.6 |
| 8. 50~54 歳 | 1.1 | 1.3 | - | - | 1.0 |
| 9. 55~59 歳 | 0.6 | - | 8.2 | 4.3 | 1.3 |
| 10. 60 歳以上 | - | - | - | - | - |
| 計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 11. 母親は同居していない | 27.3 | 27.0 | 47.8 | 32.3 | 30.0 |
| 不明 | 0.9 | 3.6 | - | - | 1.4 |

表 2

母親の職業

| | 身体的暴行 | 保護の怠慢・拒否 | 性的暴行 | 心理的虐待 | 計 |
|------------------|-------|----------|-------|-------|-------|
| 1. 自営業 | 8.6 | 5.2 | - | 4.3 | 6.6 |
| 2. 管理・専門・技術職 | 0.6 | - | - | - | 0.3 |
| 3. 事務 | 0.6 | - | - | 4.3 | 0.6 |
| 4. 販売・サービス | 24.9 | 31.1 | 33.1 | 26.0 | 27.3 |
| 5. 技能・生産工程・運輸・保安 | 6.1 | 5.2 | 12.5 | - | 5.8 |
| 6. その他 | 3.6 | 9.1 | 4.0 | - | 4.8 |
| 7. 無職 | 54.9 | 49.3 | 50.0 | 65.1 | 53.9 |
| 計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 8. 母親は同居していない | 27.3 | 27.0 | 47.8 | 32.3 | 30.0 |
| 不明 | 0.9 | 3.6 | - | - | 1.4 |

表 3

同居の父母の実親と養・継親別

| | 身体的暴行 | 保護の怠慢・拒否 | 性的暴行 | 心理的虐待 | 計 |
|--------------|-------|----------|-------|-------|-------|
| 1. 実父と実母 | 31.8 | 18.9 | 15.2 | 17.6 | 25.2 |
| 2. 実父と養・継母 | 10.3 | 7.2 | 2.1 | 5.8 | 8.1 |
| 3. 養・継父と実母 | 15.2 | 6.3 | 30.4 | 14.7 | 14.6 |
| 4. 養・継父と養・継母 | 0.8 | - | - | - | 0.4 |
| 5. 実父のみ | 22.8 | 20.7 | 41.3 | 26.4 | 24.7 |
| 6. 養・継父のみ | - | 1.8 | 2.1 | - | 0.7 |
| 7. 実母のみ | 12.1 | 36.9 | 6.5 | 29.4 | 19.4 |
| 8. 養・継母のみ | 2.2 | 0.9 | - | - | 1.4 |
| 9. 父母はいない | 4.4 | 3.6 | 2.1 | 5.8 | 4.0 |
| 不明 | - | 3.6 | - | - | 0.9 |
| 計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

表 4

加害者の続柄

| | 身体的暴行 | 保護の怠慢・拒否 | 性的暴行 | 心理的虐待 | 計 |
|----------|-------|----------|-------|-------|-------|
| 1. 実 父 | 44.2 | 26.7 | 55.3 | 34.2 | 39.6 |
| 2. 継 父 | 9.5 | 6.1 | 21.2 | 7.9 | 9.5 |
| 3. 養 父 | 3.5 | 2.3 | 8.4 | — | 3.4 |
| 4. 里 父 | — | — | — | — | — |
| ・ 父 計 | 57.2 | 35.1 | 84.9 | 42.1 | 52.5 |
| 5. 実 母 | 22.3 | 51.1 | 2.1 | 34.1 | 29.4 |
| 6. 継 母 | 9.1 | 6.1 | — | 5.2 | 6.9 |
| 7. 養 母 | 1.2 | 0.8 | — | — | 0.8 |
| 8. 里 母 | — | — | — | — | — |
| ・ 母 計 | 32.6 | 58.0 | 2.1 | 39.3 | 37.1 |
| 9. その他の人 | 9.4 | 3.8 | 12.6 | 18.3 | 8.9 |
| 不 明 | — | 3.8 | — | — | 0.8 |
| 計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

表 5

加害者がその親から受けた体験

| | 身体的暴行 | 保護の怠慢・拒否 | 性的暴行 | 心理的虐待 | 計 |
|----------------|-------|----------|------|-------|------|
| 1. 溺 愛 | 4.7 | 2.3 | 6.4 | 2.6 | 4.0 |
| 2. 厳 格 | 18.7 | 2.3 | 4.2 | 18.4 | 12.8 |
| 3. 放 任無視 | 16.3 | 32.8 | 25.5 | 5.3 | 21.2 |
| 4. 拒 否 | 8.7 | 6.9 | 2.2 | 21.0 | 9.0 |
| 5. 身体的暴行 | 20.8 | 3.0 | 4.2 | 5.3 | 12.8 |
| 6. 保護の怠慢・拒否 | 9.2 | 30.5 | 17.0 | 5.3 | 15.7 |
| 7. 性的暴行 | 0.8 | 0.8 | 14.9 | — | 2.4 |
| 8. 心理的虐待 | 2.8 | 3.0 | 4.2 | 34.2 | 5.5 |
| 9. 特にこうしたことはない | 22.4 | 15.2 | 17.0 | 18.4 | 19.4 |
| 不 明 | 28.3 | 32.0 | 25.5 | 26.3 | 28.8 |

表 6

| 家族の相談先 | | | | | |
|------------------|-------|----------|------|-------|------|
| | 身体的暴行 | 保護の怠慢・拒否 | 性的暴行 | 心理的虐待 | 計 |
| 1. 父親の実家 | 9.4 | 9.0 | 4.3 | 8.8 | 8.7 |
| 2. 母親の実家 | 19.3 | 17.1 | 13.0 | 26.5 | 18.5 |
| 3. その他の親せき | 12.1 | 8.1 | 19.6 | 20.6 | 12.5 |
| ・ 親族の計 | 40.8 | 34.2 | 36.9 | 55.9 | 39.7 |
| 4. 近所の人 | 5.8 | 5.4 | 8.7 | 11.8 | 6.5 |
| 5. その他の友人・知人 | 7.2 | 9.9 | 8.7 | 2.9 | 7.7 |
| 6. 公的機関 | 25.6 | 23.4 | 15.2 | 35.3 | 24.5 |
| 7. そういふ人は少ない | 17.9 | 10.8 | 19.6 | 5.9 | 15.1 |
| 8. そういふ人はほとんどいない | 29.6 | 17.5 | 28.3 | 29.4 | 31.3 |
| 9. その他 | 6.7 | 5.4 | 6.5 | 2.9 | 6.0 |
| 不明 | 3.6 | 3.6 | 2.2 | — | 3.1 |
| 家族の問題 (MA) | | | | | |
| | 身体的暴行 | 保護の怠慢・拒否 | 性的暴行 | 心理的虐待 | 計 |
| 1. 経済的問題 | 53.4 | 68.5 | 63.0 | 50.0 | 57.9 |
| 2. 父親の転職の多さ | 30.5 | 37.8 | 37.0 | 26.5 | 32.9 |
| 3. 母親の転職の多さ | 4.0 | 10.8 | 6.5 | — | 5.8 |
| 4. 住居の問題 | 15.2 | 23.4 | 17.4 | 8.8 | 17.3 |
| 5. 老人の介護 | 1.8 | 4.5 | 2.2 | — | 2.4 |
| 6. 家族員の病弱や障害 | 18.8 | 6.3 | 13.0 | 8.8 | 13.9 |
| 7. 家族関係の不和 | 47.5 | 55.9 | 47.8 | 50.0 | 49.8 |
| 8. 育児の大変さ | 25.6 | 25.2 | 19.6 | 20.6 | 24.3 |
| 9. 育児の忌避 | 18.8 | 45.9 | 10.9 | 5.9 | 24.0 |
| 10. 育児上の差別 | 25.6 | 10.8 | 6.5 | 35.3 | 20.2 |
| 11. その他 | 10.8 | 6.3 | 26.1 | 23.5 | 12.5 |
| 12. 特にない | 3.1 | 0.9 | 4.3 | — | 2.4 |
| 不明 | 0.9 | 2.7 | 2.2 | — | 1.4 |

表 7

| 母親による被虐待児の妊娠・出産前後の問題 | | | | | |
|----------------------|-------|----------|------|-------|------|
| | 身体的暴行 | 保護の怠慢・拒否 | 性的暴行 | 心理的虐待 | 計 |
| 1. 歓迎されなかった | 17.9 | 14.1 | 6.0 | 3.2 | 14.1 |
| 2. 産む産まないで意見の相違があった | 6.6 | 3.3 | 3.1 | — | 4.7 |
| 3. 未熟児 | 7.7 | 2.2 | 3.1 | 16.1 | 6.5 |
| 4. 妊娠中・分娩時に問題 | 4.4 | 1.1 | — | 3.2 | 2.9 |
| 5. 実母が病気で入院 | 3.8 | 1.1 | 6.0 | — | 2.9 |
| 6. 人工栄養で育つ | 19.7 | 10.9 | 15.2 | 16.1 | 16.8 |
| 7. その他 | 11.5 | 13.0 | 12.1 | 22.6 | 13.0 |
| 8. 特にない | 54.9 | 66.3 | 66.7 | 54.8 | 58.9 |
| 不明 | 18.4 | 17.1 | 28.3 | 8.8 | 18.3 |

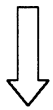
表 8

被虐待児の実母からの分離体験

| | 身体的暴行 | 保護の怠慢・拒否 | 性的暴行 | 心理的虐待 | 計 |
|-----------------------------|-------|----------|------|-------|------|
| 1. 実母の実家に預けられた | 11.7 | 7.2 | 17.4 | — | 10.1 |
| 2. 実父の実家に預けられた | 9.0 | 6.3 | 8.7 | 14.7 | 8.7 |
| 3. { その他の親せきに預けられた | 6.3 | 4.5 | 4.3 | 5.9 | 5.8 |
| 4. 里親に預けられた | 1.3 | — | — | — | 0.7 |
| 5. 乳児院に預けられた | 12.6 | 2.7 | 6.5 | — | 8.4 |
| 6. 養護施設に預けられた | 16.1 | 11.7 | 17.4 | 20.6 | 15.6 |
| 7. 当の子どもが入院 | 4.9 | 2.7 | 2.2 | 8.8 | 4.3 |
| 8. 実母が入院 | 6.3 | 4.5 | 2.2 | 5.9 | 5.3 |
| 9. 実母と生別 | 30.0 | 21.6 | 26.1 | 38.2 | 30.8 |
| 10. 実母と死別 | 2.2 | 4.5 | 10.9 | 5.9 | 4.1 |
| 11. そ の 他 | 10.8 | 9.0 | 4.3 | 5.9 | 9.1 |
| 12. { 実母と離れて生活したこと は 不 明 | 27.8 | 36.9 | 28.3 | 35.3 | 30.8 |
| | 3.6 | 7.2 | 2.2 | — | 4.1 |



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



1.はじめに

わが国が高度経済成長期を迎え、さまざまな社会的、家族的変化が起こって以来、児童に関する精神衛生的問題も増加してきた傾向がある。児童虐待もその一つで、昔日の如き貧困とか、女性・子供の人権無視という要因が少なくなるにつれ、現在はむしろ家族病理や親の精神病理といった要因による児童虐待がふえてきている。

厚生省が全国の153ヶ所の児童相談所を通して年齢3歳以下の児童の虐待などの調査を行なったのは、昭和48年である。それから10年後の昭和58年に同じく児童相談所を介して再び児童虐待の調査を行なったので、その結果から考察される、母子関係の様相に触れてみたい。